

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	52 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	40 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から39年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和61年4月から平成3年12月まで

私は、昭和37年10月に、A区役所で私と夫と義母の3人分の国民年金の加入手続をした。加入後は、私又は夫が自宅に来ていた集金人に納付していた。

その後、昭和61年ごろ、子供が結婚した時に、私だけ一時住民票をB県D市に移していたが、その間の保険料は、金融機関の夫名義の当座預金口座から夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していたと思う。

私は、夫と同じように保険料を納付していたのに、夫が納付済みと記録されていて、私だけ申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していることから、夫が納付済みであれば自身も納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②前後の保険料を現年度納付していることが特殊台帳で確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、住所及び夫の職業などの生活状況に変化は無かったと陳述しており、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとすれば、3か月間のみ自身の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間①について、申立人は、昭和37年10月ごろに、C市A区で、申立人の夫及び義母と一緒に国民年金の加入手続を行い、同年10月以降、同区の

集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月 22 日に申立人の義弟と連番で払い出されており、一方、申立人と一緒に国民年金に加入したとする申立人の夫及び義母は 36 年 6 月 30 日に連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人と一緒に加入手続を行ったと考えられる義弟の納付記録によると、義弟の保険料納付は、申立人と同じ昭和 39 年 4 月から始まっていることが確認できる。

さらに、申立人は、手帳記号番号の払出時点において、申立期間①の保険料を現年度納付することが可能であるが、過年度保険料を取り扱わない区の集金人に納付することはできず、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間①に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立人の夫名義の当座預金口座から口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の夫の当座預金口座の取引記録を見ると、申立期間③直前の昭和 61 年 3 月の保険料について、夫婦二人分の保険料が引き落とされていることが確認できるが、同年 4 月から平成 5 年 3 月までの保険料については、一人分の保険料しか引き落とされていないことが確認できる。

このことについて、申立人は、昭和 61 年ごろに B 県に転出したと陳述していることから、申立人又はその夫が、同年 4 月ごろに口座振替による保険料納付を夫婦二人分から夫一人分に変更するを行ったと考えるのが自然であり、申立内容と符合しない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成 6 年 3 月に、申立期間③直後の 4 年 1 月から 5 年 3 月までの期間の保険料を 3 回に分けて過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料は 6 年 3 月まで未納であったと考えられることから、当該期間も含め継続して夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していたとする陳述とも符合しない。

このほか、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から同年12月まで  
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和52年1月に隣人の勧めで国民年金に加入し、定期的に保険料を納付してきた。

しかし、一昨年、納付状況を確認するため、社会保険事務所(当時)で確認したところ、6か月間が未納期間とされた。調べによると、このうち3か月間については納付済みであると言われた。ところが、その後のねんきん特別便では依然として6か月間が未納のままであった。

仮に保険料の未納が生じれば、役所が知らせるはずであり、その場合、私は必ず保険料を納付する。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳に至るまでの加入期間について、保険料をすべて納付し、60歳以降の平成20年9月から高齢任意加入して保険料の納付を続けている上、オンライン記録によると、夫の厚生年金保険の資格喪失期間である19年4月及び同年5月の2か月においても、夫の資格の取得及び喪失に合わせて的確に種別変更手続を行っていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に任意加入後、継続して定期的に保険料を納付し、仮に未納期間が発生しても役所から督促があるはずであり、督促があれば必ず保険料を納付していると主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭

和 57 年度欄には催告印が押され、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、督促があれば必ず保険料を納付すると  
の申立人の主張の信<sup>びょう</sup>憑性は高い。

さらに、特殊台帳によると、申立期間①及び②のそれぞれについて、該当する年度に催告印が押されていることが確認でき、任意加入し、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②（それぞれ 3 か月間）についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①及び②の前後は納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事にも変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、A市へ転居した際、転入手続に併せて、国民年金の住所変更手続を行った。保険料については、それ以降、おおむね3か月ごとに自分自身で集金人に納付し、毎回、手帳に貼付するための領収書を受け取っていた。継続的に保険料を納付してきたので、これまで役所から国民年金保険料について督促を受けた記憶も無い。

申立期間については、保険料を納付しており、領収書を所持していないことをもって、未納とされることに納得できない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和45年6月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、50年4月から61年3月までの期間については、付加保険料を併せて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、昭和48年4月から同年6月までの期間は納付済期間とされているが、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、納付記録の摘要欄において、当該期間が未納期間である旨の記録が確認でき、記録内容が一致していない上、当該期間に続く同年7月から同年9月までの期間については、62年4月10日に未納期間から納付済期間に訂正されており、申立期間を含む申立人の昭和48年度の納付記録については、適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の世帯における主たる収入源であったとする申立人の夫の仕事にも変更

は無く、申立人が申立期間（3か月）についても保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月

私は、市から国民年金関係の書類が送られて来たことをきっかけとして、母親に国民年金の加入手続をしてもらった。

その後の保険料の納付はすべて母親に任せていたので、納付時期及び納付間隔は定かではないが、加入手続時から私が共済組合に加入するまでの期間は、月額200円程度の保険料を集金人に納めていたように思う。

ところが、申立期間が未納とされており、納得できないので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和40年4月から43年3月までの保険料が同年11月7日に過年度納付されていることが確認できるところ、このうち、申立期間直後の40年4月から41年9月までの期間については、過年度納付を行った時点において、制度上、時効により保険料の納付ができない期間であり、当該過年度納付に当たり、正規の取扱いが行われていなかったことが推認でき、申立期間についても同様の取扱いがなされ、申立期間の1か月を含め、申立人が、国民年金被保険者資格を取得した40年3月から過年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、A市B区のアパートに居住していたころ、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、アパートに来る区役所の集金人に、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。妻が集金人に保険料を納付すると、年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、受領印を押してくれていたことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する米穀通帳を見ると、申立人夫婦は昭和40年1月にA市B区からC県D市に転居していることが確認できるところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、転居後の同市において同年9月に連番で払い出されていることから、この手帳記号番号によって、転居前のB区の集金人に保険料を納付していたとは考え難い上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わないD市の集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

一方、申立人は、B区に居住していたころ、申立人が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行ったと申し立てていることから、同区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したところ、昭和39年6月に、別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていたことをうかがわせる事跡が確認でき、申立内容を裏付けている上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、同区のアパートに来ていた集金人とのやり取り等を具体的に記憶しており、当時の実態と符合しているなど、その内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人夫婦は、申立期間後、それぞれ厚生年金保険の被保険者となるまでの約 20 年前後にわたる国民年金被保険者期間において保険料をすべて納付していること、及び申立人の妻に過去の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いことなどを踏まえると、申立期間のうち、B 区において夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、同区の集金人に現年度納付が可能であった昭和 39 年 4 月から転居前の同年 12 月までの保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

しかしながら、申立人の妻が、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月以前の保険料を B 区の集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、上記以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

夫は、A市B区のアパートに居住していたころ、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、アパートに来る区役所の集金人に、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。私が集金人に保険料を納付すると、年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>り、受領印を押してくれていたことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する米穀通帳を見ると、申立人夫婦は昭和40年1月にA市B区からC県D市に転居していることが確認できるところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、転居後の同市において同年9月に連番で払い出されていることから、この手帳記号番号によって、転居前のB区の集金人に保険料を納付していたとは考え難い上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わないD市の集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

一方、申立人は、B区に居住していたころ、申立人の夫が区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行ったと申し立てていることから、同区を管轄するE社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したところ、昭和39年6月に、別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていたことをうかがわせる事跡が確認でき、申立内容を裏付けている上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人は、同区のアパートに来ていた集金人とのやり取り等を具体的に記憶しており、当時の実態と符合しているなど、その内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人夫婦は、申立期間後、それぞれ厚生年金保険の被保険者となるまでの約 20 年前後にわたる国民年金被保険者期間において保険料をすべて納付していること、及び申立人に過去の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いことなどを踏まえると、申立期間のうち、B 区において夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、同区の集金人に現年度納付が可能であった昭和 39 年 4 月から転居前の同年 12 月までの保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

しかしながら、申立人が、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月以前の保険料を B 区の集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、上記以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月  
② 昭和48年4月から50年12月まで

私は、昭和45年ごろ、生活が苦しく、国民年金保険料を免除してもらっていたが、仕事が見つかったからは、区役所職員に説明されたとおりに、少しずつ貯金しながら、申立期間の保険料を追納してきた。

区役所で説明を受けた際に受け取った当時のメモも残っているのに、申立期間①及び②が免除期間のままとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が区役所職員から保険料の追納の説明を受けた際に受け取ったとするメモは、当時区役所で使用されていたとみられる入力依頼票用紙の裏面に手書きで記載されたものであり、申立期間①及び②を含む昭和47年10月から50年12月までの免除期間を4回に分割し、それぞれの期間における追納金額及び納付期限が一致していることなどから、申立内容を裏付けている上、当該メモに記載された各追納保険料の納付期限前後における申立人の納付状況をみると、すべて現年度により保険料を納付していることなどを踏まえると、当時は、資金面において特段問題は無かったものと考えられる。

また、申立期間①直後の昭和47年11月から申立期間②直前の48年3月までの5か月間について、申立人のオンライン記録を見ると、平成21年6月になって保険料の免除期間から追納期間に記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる上、記録訂正の根拠とされる申立人の特殊台帳を見ると、メモに記載された最初の2回分に相当する昭和47年11月から49年3月まで（申立期間①を除き、申立期間②のうち、昭和

48年4月から49年3月までの期間を含む。)の17か月の保険料を、57年11月2日に追納していることが確認でき、当該記録訂正自体にも誤りが認められる。

さらに、申立人は、昭和47年4月から同年9月までの保険料を特例納付して以降、60歳の加入期間満了まで保険料の未納が無く、免除手続及び厚生年金保険との切替手続も適切に行われている上、60歳以降も高齢任意加入している。

一方、申立期間①である昭和47年10月の保険料については、前述のとおり、追納日時点において10年を超えていることから、時効により納付できなかったものと考えられ、上記追納保険料とともに納付した後に還付されていることが同特殊台帳の記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年10月から47年3月まで

申立期間当時は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に来る集金人に一緒に納付してくれていた。

また、保険料の未納があれば納付書が届き、妻が銀行で納付していたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、A県B市の被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳等により、夫婦の納付日が確認できる昭和42年4月から44年9月までの期間、48年4月から51年3月までの期間及び60年4月以降の期間についてみると、納付日が夫婦同一であることから、申立てどおり、基本的に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられるところ、申立期間②のうち、46年4月から同年9月までの6か月間については、申立人の妻は保険料を納付済みである。

また、申立人夫婦は、昭和42年4月以降60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において、それぞれの申立期間を除き、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立人の妻が、申立期間②のうち、46年4月から同年9月までの夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人の妻に係るB市の被保険者名簿を見ると、申立期間①直前の昭和44年12月25日にC市D区へ転出したことについて、職権により処理されていることが確認できることから、転居に際し、申立人夫

婦に係る国民年金の住所変更手続が適切に行われなかったことがうかがえる上、転居後のD区において、夫婦一緒に申立期間①直後の昭和45年度当初から夫婦二人分の保険料の納付が開始されている。

また、申立期間②のうち、昭和46年3月以前の期間についてみると、申立人の妻が子供を出産した時期であり、生活状況に大きな変化がみられるほか、申立期間②のうち、同年10月以降の期間については、申立人は、同年11月にA県E市に転居したと陳述しており、同市においても、夫婦一緒に申立期間②直後の昭和47年度当初から夫婦二人分の保険料の納付を開始しており、転居時における納付行動が同様とみられることから、当該転居に際しても、夫婦に係る国民年金の住所変更手続が適切に行われなかった可能性も否定できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の妻が申立期間①及び昭和46年4月から同年9月までの期間を除く申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、保険料の未納があれば納付書が届き、申立人の妻が銀行で保険料を納付していたと申し立てしているところ、昭和49年1月から同年3月までの申立人夫婦の未納期間に対し、同年9月11日に過年度納付した社会保険事務所(当時)の領収証書を所持していることから、申立人の妻の記憶は、当該過年度納付の記憶である可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から50年3月まで  
② 昭和61年10月から62年3月まで  
③ 平成5年4月から同年11月まで

国民年金の加入時期等については、はっきりとは覚えていないが、元夫が手続をしてくれたと思う。

加入後の国民年金保険料納付についても元夫に任せていたので、自分自身でははっきりとは覚えていないが、少なくとも加入した当時及び平成5年4月にA市へ転居してからは、元夫がきちんと納付していたと思うので、申立期間①及び③の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、元夫は、所持していた領収書により記録訂正されているところ、私も同様の領収書を所持しているにも係わらず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和51年2月16日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、49年1月以降の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間②については、当初、国民年金保険料納付を担っていたとする元夫についても未納であったところ、領収印のある領収済通知書を所持していたとして、平成21年4月13日付けで納付済みに記録訂正がなされている一方、申立人も、同様の領収済通知書を所持している。

さらに、申立期間②は6か月と短期間であり、また、上記のとおり、元夫の

国民年金保険料は納付済みと訂正されている上、前後の期間の保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間①及び③についてみると、国民年金保険料納付を担っていたとする、申立人の元夫の納付記録も未納となっている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していない一方、申立人の加入手続及び納付を行ったとする申立人の元夫の連絡先は不明であるため、当時の国民年金の加入状況等に係る陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 8 日から 34 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社における加入期間について、脱退手当金を受給済みと回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にその表示は認められない。

また、申立人は、「A社を退社の際に人事課の担当者から、『将来またお勤めするかも分からないから、脱退せずにそのまましておく方がいい』と教えられたので、脱退手当金を請求せず、厚生年金保険被保険者証は大切に保管していた。」と陳述しているところ、申立人の当時の記憶は鮮明である上、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえれば、申立人の当時の状況についての主張は信ぴょう性が高いとみられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年4月1日まで  
夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

A社には私と住み込みで勤務しており、私には加入記録が有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、申立人及びその妻が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同じ仕事に従事していたとする当該元従業員には、健康保険厚生年金保険被保険者原票においてA社の申立期間に係る被保険者記録が確認でき、同人も申立人同様に住み込みで夫婦一緒に勤務していたと陳述しているところ、当該元従業員の妻にも同社での被保険者記録が確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の妻にも、申立期間の被保険者記録が確認できる上、申立人の妻に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者記録欄に申立人の名前は記載されていない。

加えて、前述の元従業員及び別の元従業員は、「申立期間当時、A社の従業員は正社員のみであり、試用期間も無かった。」と陳述し、申立期間当時の従業員数について「15人前後であった。」としているところ、オンライン

記録で確認できる同社の被保険者数はおおむね 12 人から 13 人であることから、同社では、申立期間当時、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の申立期間における標準報酬月額の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和 44 年 12 月 31 日に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 11 月から 39 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月21日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は同社C工場から同社D営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も継続してA社に勤務し（昭和52年6月1日にA社C工場から同社D営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和52年5月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日は、昭和22年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

夫は継続してA社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の職歴証明書及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。(昭和21年10月22日にA社C支店から同社本店に異動、22年3月7日に同社本店から同社D支店に異動)

また、B社は、「昭和19年6月当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、各本支店等を管轄する社会保険事務所に厚生年金保険の適用除外申請手続を行った。」と回答しているところ、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した一方、団体郵便年金を示す「郵」の印が確認できることから、申立人は、同日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険の適用を除外されたものと認められる。

さらに、当該被保険者名簿に「郵」の印が確認できる複数の同僚は、申立期間にA社において、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

加えて、社会保険庁(当時)の資料によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労

働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という3つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとするとされている。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年8月26日に、資格喪失日に係る記録を38年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月26日から38年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社C支店から転勤した同社B支店で勤務していた期間であり、継続して同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C支店において昭和37年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月26日に資格を喪失後、38年4月1日に同社E支店において資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員に照会し、回答を得られた10人のうちの5人が、「A社と合併したD社がA社B支店となったところに、申立人が異動してきたことを記憶している。」と陳述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立期間の始期とほぼ一致する昭和37年8月29日に、D社がA社B支店に名称変更されていることが確認できる。

また、当該5人のうちの1人は、自身と申立人が居住していた社員寮において、申立人と共に撮影した写真を提出している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和37年8月26日にA社C支店から同社B支店に異動、38年4月1日に

同社B支店から同社E支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年7月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が適用事業所に該当しなくなっているため不明であるものの、前述の被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月から38年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年10月2日）及び資格取得日（昭和45年1月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月2日から45年1月5日まで

私は、A社に昭和43年4月1日から47年11月1日まで継続して勤務し、社会保険料も控除されていた。

当時、子供が、毎月病院に通院していたので、健康保険被保険者資格の喪失はなかった。

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和43年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、44年10月2日に資格を喪失後、45年1月5日に同社において資格を再取得しており、44年10月2日から45年1月5日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、A社の子会社であるB社に係る商業登記簿から、同社設立（昭和44年10月\*日）当初から取締役就任していることが確認できるとともに、同僚3人の陳述から申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和47年11月1日であるが、同僚の一人は、「B社設立当初から同社を昭和52年に解任されるまで

給与はA社から出ていた。」と陳述していることから、申立人はB社で勤務していたものの給与の支払い及び社会保険の手続等は親会社であるA社で行われていたものと考えるのが自然である。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の事業主から給与を支給され、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和44年10月1日の標準報酬月額の月額変更の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月19日に、資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月19日から46年10月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社には、昭和45年10月から46年9月まで勤務しており、同社発行の在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社がB健康保険組合の保管する申立人に係る被保険者台帳から作成した在籍証明書及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の総務部の担当者は、「健康保険組合の加入記録から、健康保険と厚生年金保険は同時に加入手続をするため、厚生年金保険も同期間加入していたと思われる。」と陳述している。

さらに、前述の担当者は、「健康保険と同時に加入手続をしていれば、申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行っていた。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間以前にA社に勤務していた際の同社における昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、

4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張するが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から46年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年10月から13年1月までの期間は41万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は50万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は50万円、同年8月は47万円、同年9月は62万円、同年10月から14年7月までの期間は56万円、同年8月から15年8月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成12年10月から15年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月21日から15年9月16日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と異なっていた。申立期間の給与明細書等の一部を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書、源泉徴収票及び市府民税回答書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成12年10月から13年1月までの期間は41万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は50万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は50

万円、同年8月は47万円、同年9月は62万円、同年10月から14年7月までの期間は56万円、同年8月から15年8月までの期間は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成12年10月から15年8月までの期間について、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年6月から同年9月までの期間については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 20 日から 37 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 6 月 18 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社B支店、C社及びD社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務した最終事業所であるD社での被保険者期間のみでは脱退手当金の受給要件を満たさない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計4ページに記載された女性7人のうち、脱退手当金の支給記録が有るのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間を含む5回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、当該2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 6360（事案 3434 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会へ年金記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間は、従前勤務していたB社（現在は、C社）の意向により同社からD社に異動した後、B社がA社のF業務を行うに当たり、再びB社の意向によりA社に派遣されたものであり、その旨を陳述したC社の意見書を提出するので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の事業を継承するE社において申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認できる関連資料が確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月19日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る保険料控除を示す新たな事情として、C社作成の意見書を提出している。

当該意見書によれば、申立人は、B社の意向で昭和46年に関連会社のD社に異動した後、申立期間の52年7月に再びB社の意向で当時、関連会社であ

ったA社に派遣されたことが確認できるところ、C社は、「関連会社に従業員を派遣する場合には、必ず派遣先事業所で厚生年金保険に加入させることを条件としており、申立人は異動当初から保険料を控除されていたと考えられる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間もB社の関連会社に継続して勤務し（昭和52年7月1日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年1月1日に、資格喪失日に係る記録を24年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年1月から同年5月までは270円、同年6月から23年11月までは600円、同年12月から24年2月までは3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から24年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和21年10月から24年2月まで勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった22年1月から厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び複数の同僚から提出された申立期間当時の写真から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務したことが推認できる。

また、複数の元従業員は、「申立期間当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と陳述しているところ、申立人と同じ担当であった元従業員のほか、申立人及び同僚が記憶する元従業員すべてにA社における厚生年金保険被保険者記録が認められる。

さらに、申立人及び複数の同僚が陳述する申立期間当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同年代の元従業員の記録から、昭和22年1月から同年5月までは270円、同年6月から23年11月までは600円、同年12月から24年2月までは3,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和24年7月に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る22年1月から24年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を65万9,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は65万9,000円、17年7月8日は65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を66万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を66万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は66万4,000円、17年7月8日は66万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を72万6,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を68万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は72万6,000円、17年7月8日は68万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を73万2,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は73万2,000円、17年7月8日は67万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を61万6,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は61万6,000円、17年7月8日は53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を62万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は62万1,000円、17年7月8日は60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を63万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は63万1,000円、17年7月8日は51万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を51万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は51万1,000円、17年7月8日は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を50万3,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を43万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日  
② 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は50万3,000円、17年7月8日は43万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を47万8,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を45万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は47万8,000円、17年7月8日は45万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を43万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は44万5,000円、17年7月8日は43万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を46万7,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は46万7,000円、17年7月8日は45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を42万円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は42万円、17年7月8日は39万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を40万円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は40万円、17年7月8日は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を46万3,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を44万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は46万3,000円、17年7月8日は44万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を43万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は44万5,000円、17年7月8日は43万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は44万5,000円、17年7月8日は39万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を36万円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は36万円、17年7月8日は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は44万5,000円、17年7月8日は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を35万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は35万4,000円、17年7月8日は31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を32万9,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は32万9,000円、17年7月8日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を29万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は29万4,000円、17年7月8日は28万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を34万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は34万4,000円、17年7月8日は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を30万7,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は30万7,000円、17年7月8日は27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を63万3,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は63万3,000円、17年7月8日は53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を54万8,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は54万8,000円、17年7月8日は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万7,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を42万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は44万7,000円、17年7月8日は42万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を34万9,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は34万9,000円、17年7月8日は31万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万5,000円、17年7月8日は7万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を9万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は9万4,000円、17年7月8日は8万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を8万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万8,000円、17年7月8日は8万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万5,000円、17年7月8日は7万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万3,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万3,000円、17年7月8日は7万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万1,000円、17年7月8日は7万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万2,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万2,000円、17年7月8日は7万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を46万5,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を42万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は46万5,000円、17年7月8日は42万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月9日の標準賞与額に係る記録を60万円に、同年12月10日の標準賞与額に係る記録を75万4,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を71万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年7月9日、同年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年7月9日は60万円、同年12月10日は75万4,000円、17年7月8日は71万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月9日、同年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月9日の標準賞与額に係る記録を39万1,000円に、同年12月10日の標準賞与額に係る記録を51万1,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年7月9日の賞与について記録が無く、同年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされている旨の回答を得た。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年7月9日は39万1,000円、同年12月10日は51万1,000円、17年7月8日は47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月9日、同年12月10日及び17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年7月8日の標準賞与額に係る記録を27万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされていた。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、平成17年7月8日の賞与について、その主張する標準賞与額（27万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成17年7月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を42万6,000円に、17年12月9日の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年12月9日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされており、17年12月9日の賞与について記録が無い旨の回答を得た。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は42万6,000円、17年12月9日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日及び17年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万3,000円に、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を7万9,000円に、19年7月10日の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日  
③ 平成19年7月10日

社会保険事務所（当時）に、A社における厚生年金保険の標準賞与額を照会したところ、平成16年12月10日及び17年7月8日の賞与について、控除された保険料額に見合う標準賞与額よりも低い標準賞与額とされており、19年7月10日の賞与について記録が無い旨の回答を得た。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表（賞与分）から、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年12月10日は8万3,000円、17年7月8日は7万9,000円、19年7月10日は8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日、17年7月8日及び19年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの期間、60年2月から同年5月までの期間、同年7月から61年6月までの期間、62年5月から平成元年3月までの期間及び2年1月から3年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年6月まで  
② 昭和60年2月から同年5月まで  
③ 昭和60年7月から61年6月まで  
④ 昭和62年5月から平成元年3月まで  
⑤ 平成2年1月から3年1月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について納付実績が確認できないとの回答をもらった。

私は、会社を辞めた際には厚生年金保険から国民年金へ切替えをしないといけないという意識を持っていたので、申立期間について納付しているはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際は、国民年金の加入手続をしないと将来年金を受給できないという意識を持っていたので、その都度加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、昭和43年7月5日にA県B市で払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号(手番\*)は、C社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿において、44年9月26日付けで管外転出(転出先はD社会保険事務所(当時)管内のE市)と記録されているところ、オンライン記録を見ると、当該転出(住所変更)処理が行われたのは平成17年7月26日であり、不在判明による変更処理であると記録されていることが確認できることから、申立人

は、昭和44年7月\*日の婚姻によりB市を転出しE市に転入した際に、国民年金の住所変更手続を行っておらず、平成17年7月26日に住所変更の処理が行われるまでは、不在被保険者として処理されていたと考えられる。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和44年4月から45年3月までの期間について国民年金保険料の全額免除をB市で受けているが、当時、元夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、婚姻及び転居の届出が行われていれば、申立人は、国民年金の加入者資格を喪失するか、又は任意加入に種別変更され、保険料免除の対象者にはなることができなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間③にはF県G市に居住していたことが同市の住民票で確認できるが、同市の国民年金担当課は、申立人の被保険者記録は無いと回答している。

加えて、申立人は、申立期間⑤にはH県I市に居住していたとしているが、「市役所に出向いたことは無く、同市では国民年金の手続も行っていないので、保険料は納付していない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該手帳記号番号により、申立人に対して申立期間の保険料納付書が発行されたとは考え難い。

一方、E市で払い出されている申立人のもう一つの国民年金手帳記号番号（手番\*）は、前後の記号番号が払い出された被保険者の資格取得日により平成7年3月ごろに払い出されたものと推認されることから、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記の二つの国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が必要であるところ、申立人が申立期間当時に居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿をすべて確認するとともに、オンライン記録においても各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月

私は、申立期間の国民年金保険料については、A市役所から送付された納付書を使用し、金融機関の窓口で納付したが、社会保険事務所（当時）の説明では、厚生年金保険加入期間であった申立期間の保険料は、還付したとのことであった。しかし、私は、還付の手続をした記憶も、保険料の還付を受けた記憶も無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年11月の国民年金保険料を納付したところ、同年11月に厚生年金保険に加入したため、納付済の国民年金保険料が過誤納保険料となったが、当該保険料については、自ら還付請求をした覚えも無く、還付されていないと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の還付整理簿を見ると、申立人について昭和59年9月10日に還付決議が行われ、同年10月12日に支払決議が行われたことが記録されており、申立人の住所及び還付金額も誤りが無いことから、還付に係る事務処理は適正になされていたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市は、被保険者から届出がない限り職権で国民年金被保険者資格を喪失させることはないと説明していることから、昭和59年ごろに申立人自身が被保険者資格の喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

これらの状況から、社会保険事務所は、申立人が国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことにより、厚生年金保険被保険者期間と重複する国民年金保険料納付済期間（昭和58年11月）の存在を知り、当該期間の還付手続を開始したものと考えられる。

さらに、当該期間の申立人に対する国民年金保険料が未還付等により保険料が納付されたままとなっている事情も見当たらず、ほかに申立人に対する申立期間の保険料の還付されたことを疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで

私は、昭和52年8月ごろに会社を退職してすぐ、A市で国民年金の加入手続をした。加入後の国民年金保険料は自宅近くの金融機関で納付書により納付していた。

しかし私の納付記録を見ると、申立期間の保険料が未納と記録されていた。

私は国民年金に加入して以降、ずっと未納期間がないように保険料を納付してきており、未納とされていることは何かの間違いだと思っているのでよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和52年8月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年8月以降の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金加入時期について、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後に払い出された手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和53年8月ごろであったことが推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入したと推認できる昭和53年8月時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料を一括納付した記憶は無く、近くの金融機関で毎月納付していたと陳述している。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年

金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年3月まで

私は、結婚後の昭和45年4月ごろに、母と一緒にA市役所に行き、国民年金の任意加入の手続をした。同市では、国民年金手帳をもらっていない。

申立期間の国民年金保険料は、A市では、自宅に来る女性の集金人に納付し、集金の都度カードになった領収書に、印をもらっていた。

B市に転居した時、国民年金の住所変更手続をした記憶は定かではないが、転居後も、同市の集金人が来て、A市の時と同じようなカードの領収書に印をもらい、保険料を途切れることなく納付していた。

B市で、改めて国民年金の任意加入の手続をした記憶は無いが、国民年金手帳は、同市から郵送で送られてきており、これが初めて受け取った年金手帳である。

領収書はかなりの枚数がたまっていたが、残しておく必要はないと集金人から聞き、後の転居の際に処分した。

申立期間の保険料は納付していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月ごろに、A市で国民年金の任意加入の手続を行い、同年4月以降の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和52年4月20日にB市で任意加入の手続を行っていることが同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和52年4月20日にB市で発行され、同日付けで任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人がA市において国民年金の加入手続を行ったことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人はA市での加入手続時に、国民年金手帳は受け取っていないと陳述しているが、同市において市が手帳を預かり保管する取扱いはなかった。

加えて、申立期間当時、A市及びB市では印紙検認方式による保険料納付が実施されていたが、集金人がカード等を使用して保険料を徴収する取扱いはなく、申立内容と符合しない。

その上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、昭和44年度までさかのぼって国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索、及び各種の氏名検索を実施したが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年11月まで

私は、昭和36年4月ごろ、自宅に来ていたA市役所の職員から国民年金の加入を何度も勧められ、2か月ほど悩んだすえ、同年6月に自宅で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、昭和36年4月から同年6月までの3か月の保険料を夫婦二人分まとめて納付した記憶がある。

その後、A市に住んでいる時は、毎月、私が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、同年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和41年3月ごろに夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立期間のうち過半の保険料については、時効により、制度上、納付することができず、一方、残りの期間の保険料についても過年度保険料については、現年度保険料しか取り扱わない市の集金人に納付することができず、申立人の説明する納付方法と異なる上、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料も未納であるなど、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読み検索及び申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記

号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和40年12月から保険料納付が開始されていることが確認できるところ、41年3月に国民年金の加入手続を行った場合、加入時点において40年12月から41年3月までの期間（4か月）の保険料を一括納付したと推定できることから、申立人が加入手続を行った際に保険料を3か月分まとめて納付したとする記憶はこの時期のものとするのが自然である。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大阪国民年金 事案 4263 (事案 1940 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料及び47年5月から50年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

昭和47年5月6日の国民年金加入時にもらった年金手帳の表紙に、私の氏名である「A」ではなく、「B」とカタカナで記入されていたことを私の妻が思い出した。この氏名及び類似氏名で納付記録が残っていないかについて調査してほしい。

申立期間のうち、昭和46年1月から47年4月の期間については、同年5月23日の午前中、私の母が市役所外の銀行で納付した後、その領収書を市役所内の銀行窓口へ提出し、年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>してもらった。年金手帳を開いた状態で、左ページに1,000円印紙が6枚、右ページに1,000円印紙1枚と100円印紙が2枚貼付されていた状態を私の妻が明確に思い出した。領収書の金額については、計算したものではなく、はっきりと記憶として残っている。

申立期間のうち、昭和47年5月から48年3月までの期間については、47年5月6日に、母がC市役所で国民年金の加入手続を行った際に、当該期間の手書きの納付書を受け取り、市役所内の銀行で保険料を納付した話を、私の妻が母から聞いたことを思い出した。

申立期間のうち、昭和48年度及び49年度の期間については、前回申立時には、私あるいは母が納付したと記憶していたが、当該期間については、私の母が両年度とも前納したと訂正したい。

また、昭和47年5月6日に国民年金に加入した際に発行された国民年金手帳記号番号が、手番\*又は手番\*であったことも私の妻が思い出したので、当該手帳記号番号について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和47年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと陳述しているが、D市の被保険者名簿から53年9月27日に国民年金に加入していることが確認できる。当該被保険者名簿の届出日から判断すると、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料は制度上、納付することができず、また、申立人は国民年金への加入手続、昭和46年度の保険料の納付時期及び納付場所についての陳述が変遷する等、当時の国民年金保険料及び付加保険料の納付をめぐる記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であるなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月27日付け年金記録の訂正とまでは言えないとする通知を行われている。

申立人は、今回、昭和47年5月6日に交付された年金手帳の表紙に記載された申立人の氏名が「B」とカタカナで記入されていたことを思い出したことから当該氏名による年金記録の確認を求めている。

そこで、当該氏名による検索及び類似氏名検索を行ったが、オンライン記録では該当する記録は見当たらなかった。

また、申立期間のうち、昭和46年1月から47年4月までの保険料を申立人は、同年5月23日の午前中に、母親が市役所外の銀行で納付した後、その領収書を市役所内の銀行窓口へ提出し、申立人の所持する国民年金手帳に印紙を貼付（左ページに1,000円印紙が6枚、右ページに1,000円印紙1枚と100円印紙2枚）してもらったことを明確に記憶していると申し立てている。

しかし、申立人が陳述する印紙が貼付されたとする年金手帳は、既に廃棄されているため、現存せず、また、上述の期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間については、申立人の母親が市役所外の銀行で納付したとする同年5月23日時点においては、過年度納付の期間となり、申立期間当時、過年度納付の領収の際に市役所内の銀行に領収書を提出し、年金手帳に印紙を貼付してもらった取扱いがされていないことから、申立内容と符合しない。

さらに、C市では納付書による収納方法は、昭和47年4月から開始されており、同年5月23日に同年4月に係る国民年金印紙が年金手帳に貼付されることは考え難い。

加えて、昭和47年4月の保険料については、同年5月23日時点において、現年度納付が可能であるが、申立人はこれを過年度保険料と合わせて銀行で納付したと陳述している。しかし、申立期間当時に、このような取扱いはされておらず、申立内容と符合しない。

次に、申立人は、昭和47年5月6日に、母親がC市役所国民年金課で国民年金の加入手続を行った際、同年5月から48年3月までの期間に係る手書きの納付書を受け取り、同日、市役所内の銀行で11か月分の保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の母親がC市役所国民年金課で国民年金の加入手続を行った

とする昭和47年5月6日時点において、同年4月の保険料は現年度納付が可能であることから、同市が同年4月を除いた同年5月から48年3月までの期間の納付書を作成することは、不自然である上、金額も符合しない。

次に、申立期間のうち、昭和48年度及び49年度の期間について、前回申立時には、自身あるいは母親が納付したと陳述していたが、今回は、両年度の保険料納付は母親が行ったとして前回の陳述を訂正している。しかし、当該変更をもって、申立期間の記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の妻が思い出したと陳述している昭和47年5月6日に発行された国民年金手帳記号番号手番\*又は手番\*について、当該手帳記号番号による検索を行ったが、オンライン記録に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び申立期間のうち、昭和47年5月から50年3月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私が年金加入年齢に達したので、父が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、父は既に死亡している上、申立期間の領収証書だけが無いので、加入時期及び当時の納付方法等について、私は何も分からないが、区役所の集金人が保険料を徴収に来ていた時期もあったと聞いたことがある。父はきちょうめんな性格であり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和49年7月13日に発行したことが記載され、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも符合することから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推定され、申立人がそれまで勤務していたA社を退職したとする時期の47年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入手続きが行われた時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所の集金人に納付することができなかったものと考えられるが、申立人は、この当時、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が結婚するまで申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の実家において同じ敷地内で居住していたとする申立人の兄は、兄夫婦の保険料も父親が納付してくれていたとし、申立期間当時は、父親が申立人の保険料についても一緒に納付していたはずであると陳述しているところ、兄夫婦の特殊台帳を見ると、納付状況が確認できる国民年金被保険者期間

は、申立期間も含めて保険料をすべて現年度納付していることが確認できることから、申立期間当時において、申立人の加入手続前の保険料である申立期間の保険料を、兄夫婦の現年度保険料と一緒に納付することはできないものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料の領収証書については、すべて所持しているが、これを見ると、昭和50年1月11日に、申立期間直後の49年4月から同年9月までの6か月の保険料を、区役所の手書き納付書によりまとめて銀行で納付しているほかは、申立人が結婚するまで、3か月ごとの保険料をすべて納付期限内に区役所の集金人及び郵便局で現年度納付していることなどから、申立人の父親のきちょうめんさがうかがえる。しかしながら、申立人の特殊台帳を見ると、申立人が結婚し、50年11月に実家のB市C区からD市に転居した後の昭和51年度において、申立期間のうち、その時点で時効にかからず納付が可能であった昭和49年1月から同年3月までの期間に対し、社会保険事務所(当時)が納付催告を行ったことを示す「51 催」のゴム印が確認できることを踏まえると、結婚後において、申立期間が未納期間であったことがうかがえる上、申立人自身は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、同年10月から46年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和46年10月から47年3月まで

申立期間当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に来る集金人に一緒に納付していた。

また、保険料の未納があれば納付書が届き、私が銀行で保険料を納付していたのに、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、A市の被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳等により、夫婦二人分の納付日が確認できる昭和42年4月から44年9月までの期間、48年4月から51年3月までの期間及び60年4月以降の期間についてみると、納付日が夫婦同一であることから、申立てどおり、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間①、②及び③は、申立人の夫も保険料は未納となっている。

また、申立期間①について、申立人に係るA市の被保険者名簿を見ると、申立期間①直前の昭和44年12月25日にB市D区へ転出したことについて、職権により処理されていることが確認できることから、転居に際し、申立人夫婦に係る国民年金の住所変更手続が適切に行われなかったことがうかがえる上、転居後のD区において、夫婦一緒に申立期間①直後の昭和45年度当初から保険料の納付が開始されている。

さらに、申立期間②についてみると、申立人が子供を出産した時期であり、生活状況に大きな変化がみられるほか、申立期間③については、申立人は、申立期間③が始まる翌月の昭和46年11月にE市に転居したと陳述しており、同市においても、夫婦一緒に申立期間③直後の昭和47年度当初から夫婦二人分の保険料の納付を開始しており、転居時における納付行動が同様とみられることから、当該転居に際しても、夫婦に係る国民年金の住所変更手続が適切に行われなかった可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、保険料の未納があれば納付書が届き、申立人が銀行で保険料を納付していたと申し立てしているところ、昭和49年1月から同年3月までの申立人夫婦の未納期間に対し、同年9月11日に過年度納付した社会保険事務所(当時)の領収証書を所持していることから、申立人の記憶は、当該過年度納付の記憶である可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から47年3月まで

具体的なことは分からないが、父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料についても父が納付してくれていたと思う。

現在所持している国民年金手帳には「再交付」の押印があるので、申立期間当時、私には別の年金手帳が存在し、父はその年金手帳により保険料を納付していたと思う。

父から私の保険料を納付していると聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和46年4月1日に初めて国民年金強制加入被保険者資格を取得していることから、申立期間のうち、41年12月から46年3月までは、国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

一方、申立人主張のとおり、申立人が所持する国民年金手帳には「再交付」の押印が確認でき、何らかの事情により手帳が2回交付されたものと考えられるものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和47年5月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、46年4月から47年3月までの国民年金保険料は過年度納付となることから、いずれの手帳によっても、制度上、印紙検認方式による納付を行うことはできない。

また、国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の父が過年度納付したことについて、申立人の記憶は明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手



帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は64か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の父は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金の加入手続きを行い、60歳に至る61年\*月までの期間の国民年金保険料をすべて納付した。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、自宅に集金人が来て、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付すると年金手帳にシールを貼<sup>は</sup>ってくれた。

また、いつごろからか覚えていないが、納付書に現金を添えて納付するようになり、その後は、口座振替になった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年10月26日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできず、また、39年1月から40年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立期間は厚生年金保険被保険者期間及び国民年金保険料の未納期間となっており、保険料を納付した事跡は見当たらない。

加えて、申立人及びその夫のオンライン記録を見ると、いずれも国民年金手帳記号番号の払出時点以前の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については納付済みとなっている。

この点、国民年金手帳記号番号の払出時点において、既に申立人は40歳及びその夫は44歳であったことから、60歳到達まで現年度保険料を完納したとしても、年金受給資格月数に、申立人は1か月、また、その夫は9か月不足する状況にあったことから、年金受給権確保のために1年分のみ過年度納付したものと考えられ、それ以前の申立期間については、未納であったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間は48か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から42年3月まで

国民年金への加入についてははっきりとは覚えていないが、国民健康保険に加入するためA区役所に行った際、担当者から「国民健康保険に加入するためには、国民年金にも加入しなければならない。」と言われたので、その場で両方に加入したと思う。

手元に残っている国民健康保険被保険者証の資格取得日欄を見ると、昭和38年11月13日となっていることからみて、国民年金の加入日も同日のはずである。

申立期間の国民年金保険料の詳しい納付方法等についても、はっきりとは覚えていないが、3か月ごとに集金人に300円を納付して、小さな紙の領収書もらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和46年5月28日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳記載の発行日も同日であることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法に係る申立人の記憶は曖昧であるが、オンライン記録を見ると、国民年金手帳発行時期等からみて、本来では時効により納付できない期間である申立期間直後の昭和42年4月から43年12月までの期間の保険料が納付済みとなっている。

この点、当時は第1回特例納付実施時期に当たっていたところ、申立人は既に38歳であったことから、受給権を得るためには、納付月数が40か月不足する状況にあったことから、受給権確保のために余裕を持った納付月数とするた

め、申立期間直後の昭和42年4月から43年12月までの21か月の保険料を特例納付、また、44年1月から46年3月までの27か月の保険料を過年度納付した一方、申立期間の保険料は未納のままであったと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったところ、B市A区において、昭和41年6月1日に特別適用対策事業により、職権で払い出された別の手帳記号番号があるものの、払出簿には「消除」の印が押されており、この手帳記号番号による保険料納付がうかがえる事跡は認められなかった。

加えて、申立人は3か月に一度集金人が自宅を訪れ、3か月分の保険料300円を納付して、小さな紙の領収書をもらっていたと申し立てているが、申立期間の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

このほか、申立期間は41か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで  
はっきりとは覚えていないが、夫婦別々に国民年金の加入手続を行ったように思う。  
申立期間の保険料納付については、私が夫婦二人分を、近くの銀行で納付していたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月13日に、A市B区において払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は、その1年後の49年11月13日に、C区において払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、夫婦共に申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、特殊台帳を見ると、昭和50年度の納付記録欄に「51催」との事跡があり、未納催告を受けたことが確認できる。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ても、昭和49年4月から52年3月までの期間は未納と記録されており、昭和49年度及び50年度について未納催告を受けていたことが確認できるが、夫婦二人分の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人は、申立期間の保険料について、さかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法等に係る記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで  
はっきりとは覚えていないが、夫婦別々に国民年金の加入手続を行ったように思う。

申立期間の保険料納付については、妻が夫婦二人分を、近くの銀行で納付していたはずである。特に、昭和49年4月から50年3月までの期間について、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけ未納ということはありません。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月13日に、A市B区において払い出されている一方、申立人の妻の手帳記号番号は、その1年後の49年11月13日に、C区において払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、夫婦共に申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、特殊台帳を見ると、昭和49年度及び50年度の納付記録欄に「51催」との事跡があり、未納催告を受けたことが確認できる。

また、申立人主張のとおり、申立期間のうち、昭和49年度分の国民年金保険料について、申立人の妻は納付済みとなっているものの、その納付日は、C区へ転居後の昭和50年1月29日及び同年4月21日であることが所持する領収証書により確認できる。

この点、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和49年3月から50年6月ごろまでの期間については不在者扱いとされていた事跡があり、当初はB区からC区への住所変更手続がなされなかったと推認さ



れ、C区においては、申立人に対しては、妻と同様に昭和49年度分の国民年金保険料納付書が交付されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人の妻の特殊台帳を見ても、昭和50年4月から52年3月までの期間は未納と記録されており、昭和50年度について未納催告を受けていたことが確認できるが、夫婦二人分の国民年金保険料納付を担っていたとする妻は、申立期間の保険料について、さかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付等に直接関与しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年9月まで

国民年金の加入手続を行った記憶ははっきりとしないが、子供を出産した1年ぐらい前の昭和42年\*月ごろ、A市B区の自宅に、突然、女性集金人が来て、保険料を納付するよう勧誘されたので、それ以降3か月ごとに、その集金人に保険料を納付するようになったと思う。

翌年にC市へ転居してからも、別の集金人が自宅へ来たので同様に納付していたが、その後、昭和44年10月ごろD市へ転居してからは、集金人が来なくなったので、納付しなくなったと思う。

少なくとも、B区及びC市に在住した当時の申立期間の保険料については、納付していた記憶があるので、未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに、集金人へ納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市E区において、昭和55年6月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る自身の国民年金保険料のみ納付し、当時同居していた元夫の保険料については納付したことはない旨陳述しているも

のの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録等を見ると、申立人の元夫は、申立期間当時の昭和 43 年 12 月 13 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 10 月から 44 年 9 月までの保険料を納付していることが確認できる。

これらのことからみて、申立人は、自身が行った元夫の分の国民年金保険料納付について、自身の分の納付と混同して記憶している可能性も否定できない。

加えて、申立人の国民年金保険料納付に係る記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月5日から32年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を、社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和33年7月29日に支給決定されていることが確認できることから、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 12 月 21 日から 9 年 10 月 1 日まで  
② 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時は約 30 万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から、毎月約 30 万円の給与を受け取っていたと申し立てしているところ、申立人名義の預金口座の通帳の記録から、申立期間の同社からの給与振込額は、26 万円から 27 万円であることが確認できる。

しかし、A社が保管する平成 9 年 8 月 20 日付けの被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る同年 5 月から同年 7 月までの報酬月額（給与額）は毎月 30 万円と届けられており、この結果、同年 10 月には標準報酬月額をそれまでの 18 万円から 30 万円に引き上げる定時決定が行われているが、その後の被保険者標準報酬改定通知書では、申立人に係る同年 8 月から同年 10 月までの報酬月額（給与額）が毎月 18 万円として届けられ、この結果、同年 11 月には、標準報酬月額を 30 万円から 18 万円に引き下げる随時改定が行われていることが確認でき、この定時決定及び随時改定は、オンライン記録に一致している。

また、A社で申立人と同じ職場に勤務していた同僚も、オンライン記録にお

いて申立人と同様の標準報酬の改定が確認できるところ、同人が保管する平成9年9月及び10年3月の給与明細書を見ると、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）に対応した保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成10年8月から雇用保険の基本手当を受給していることが雇用保険支給台帳から確認できるが、賃金日額は、「離職の日直前6か月の給料÷180」で計算されるどころ、同支給台帳において申立人の離職時賃金日額は6,000円と記録されていることから、離職票における退職日直近6か月に係る平均の賃金月額も18万円として届けられたことがうかがえる（18万円×6÷180=6,000円）。

このほか、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 3 日から平成 8 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額と相違していることが分かった。平成 7 年 10 月 1 日付けで、標準報酬月額が前年の 19 万円から 36 万円に上がっているが、そのころは景気も悪かったので、1 年で給与がそんなに上がるはずはない。

また、入社時の給与についても、社会保険事務所の記録では 14 万 2,000 円とされているが、20 万円から 21 万円ぐらいだったと記憶している。その後は昇給もあり、昭和 60 年以降は B 業務に従事しており、B 業務従事者としての手当も徐々に増額されて、平成 6 年ごろには、給与は 38 万円ぐらいあったと思う。7 年 10 月の標準報酬月額 36 万円もおかしいと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額に見合う金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 7 年 10 月の定時決定において、申立人を含む A 社の被保険者 12 人全員の標準報酬月額が大幅に引き上げられているところ、申立人及び元従業員は、「平成 7 年ごろ、厚生年金保険料の控除額が上がった覚えがある。」と陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人より 12 日後及び約 3 か月後に同社で資格を取得している元従業員の資格取得時の標準報酬月額と同額の 14 万 2,000 円であることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる、上記元

従業員二人の申立期間の標準報酬月額の変遷は、申立人とおおむね一致する。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に、遡及による減額訂正等の不自然な記録は見られない。また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を保管しておらず、A社も申立期間当時の賃金台帳等を保存していないため、申立期間における実際の給与額及び保険料控除額は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社では、正社員として、C業務に従事していたが、昭和38年6月にA社が廃業したため、営業を譲渡されたD社で引き続き勤務した。A社では給料明細書をもって、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の妻及び元B業務従事者の陳述並びに申立人が入社後の昭和38年ごろに呼び寄せたとする申立人の妻の同社での被保険者期間が同年3月1日から同年6月1日まで確認できることから判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主の妻は、「申立人は厚生年金保険に加入していなかった。申立期間当時、厚生年金保険に加入し保険料が控除されると手取額が少なくなるので加入を嫌がった従業員はほかにもいた。」と陳述している。

また、A社から営業譲渡されたとされるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和38年9月1日)に申立人を含む10人が被保険者資格を取得しており、そのうち8人は元B業務従事者の陳述によりA社からの異動者であるとみられるところ、8人のうち5人は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できないことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録等によれば、申立人は、昭和36年6月30日に国民

年金手帳記号番号の払出しを受けて、申立期間のうち、同年4月から38年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を推認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 29 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 29 日から 53 年 3 月末まで、A 社に在籍し、B 社の工場内で C 業務従事者として勤務していた。

社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間のすべてについての加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していたとする元請会社の工場所在地及び業務内容を具体的に記憶しており、その申立内容は A 社の当時の事業主から得られた陳述と符合していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「A 社の従業員は全員正社員で、昭和 47 年 4 月の入社当初は 20 人弱が勤務していた。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者現在数によると、当該時点における被保険者数は 7 人となっているほか、申立人が同質の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚にも同社における厚生年金保険の加入記録は無いことから、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A 社の事業主は、「当時から元請会社の指導があり、下請会社である当社の従業員も社会保険に加入させる必要があったが、社会保険への加入について希望しない者もいた。」と陳述している。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、いずれの者からも、申立人の厚生年金保険への加

入及び保険料控除について具体的な回答を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番はみられないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6408

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 29 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格喪失日が同年 9 月 29 日となっているとの回答を受けた。

忘年会にも参加し勤務していたのは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずだと思っており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚及び現在の事業主の陳述から判断すると、退職日及び在職期間は特定できないものの、申立人は、A 社に約 5 か月間程度勤務していたものと推認される。

しかしながら、同僚は、「申立人は当初、9 時から 17 時までの勤務時間であったが、途中から 16 時までの短時間労働者になったように思う。」と陳述しているところ、申立期間当時、社会保険事務担当であった当時の代表取締役は、「上記のような短時間労働者については、当時、厚生年金保険に加入させていなかったため、短時間勤務となった時点で資格を喪失させたものと考えられる。また、未加入期間は、在職していても保険料は控除していなかった。」旨を回答している。なお、上記同僚とは別の複数の者からも、「申立人は当時、短時間労働者であったことを記憶している。」との陳述が得られた。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間における保険料控除についての記憶が定かではなく、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 43 年 8 月に C 業務免許を取得し、過去に 2 度勤めたことのある A 社に B 業務従事者として再び勤め始めた。

申立期間は、給与から社会保険料が控除されていたと思う。当時、妻が国民年金の加入手続を行ったが、私が会社で厚生年金保険に加入しても妻は国民年金保険料の納付を続けていたように思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 8 月に C 業務免許を取得した後、同年 10 月から A 社で再び勤務し始めたと申し立てしているところ、複数の同僚から「当時、申立人が勤務したことを覚えている。」旨の陳述が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に在職していたことが推認される。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「申立人とほかの従業員から、給与の手取額が減るので、厚生年金保険には加入したくないとの申出があり、当時、申立人を厚生年金保険に加入させなかったと思う。」旨陳述している。

一方、上記複数の同僚からは、申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述を得ることはできず、当時の事情は明らかとはならなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 7 月 8 日に払い出されており、申立人は、申立期間の全期間において国民年金保険料を現年度納付していることも確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時

の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月24日から24年4月1日まで  
② 昭和24年4月1日から37年11月25日まで

私は、申立期間①はC市に所在したA社に勤務した。

しかしながら、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①について厚生年金保険に未加入となっている。

また、申立期間②は、昭和24年4月にB社を創業し、28年又は29年に組織変更により法人化した。

しかしながら、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和37年11月25日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C市のA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和24年4月にB社を創業し、同社創業



時から厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和36年2月1日であり、申立期間のうち、24年4月1日から36年2月1日までの期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が創業された約3年後に入社したとする申立人の弟の資格取得日も同社が適用事業所となった昭和36年2月1日であることが確認できる。

一方、オンライン記録を見ると、申立人は昭和36年4月1日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、同年4月から37年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、資格喪失日欄に「37.11.25」と記載されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したが、申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月ごろから 39 年 1 月 15 日まで

私の夫は、既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間当時にA社において勤務していたことを証明できる写真を3枚所持している。

申立期間はA社に間違いなく勤務していたのに、厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、申立人提出の写真及び複数の同僚の陳述などから判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、昭和 49 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているほか、A社の後継会社であるB社の元事業主からも「申立期間当時の資料は保存していないため、申立期間における保険料控除等は不明。」との回答があり、申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の複数の同僚を抽出し調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

一方、複数の同僚は、いずれも「A社への入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と陳述していることから、同社では必ずしも入社と同

時に従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 5 日から 33 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間①については、昭和 32 年 2 月から 34 年 2 月まで A 社で C 業務従事者として勤務したのに、33 年 12 月以降の加入記録しかない。

申立期間②については、昭和 35 年 7 月末日まで B 社で勤務し、退職後すぐの同年 8 月初めから次の勤務先で働き始めたことと記憶しているのに、加入記録は同年 7 月 1 日までしかない。

申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時から A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が元同僚として記憶している者（1 人）及び申立人のことを記憶している元従業員（3 人）の資格取得日は、申立人の資格喪失日（昭和 34 年 2 月 10 日）より 1 か月後から 7 か月後であることが確認できるほか、当該元従業員 3 人のうち自身の入社時期を回答した 2 人は、記憶している入社時期より 1 か月後又は 2 年後に資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社は昭和 38 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

申立期間②については、申立人は、申立期間もB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る複数の元従業員に照会したが、申立期間における勤務を推認させる陳述は得られない。

また、B社は、昭和56年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立期間①及び②における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 12 月 28 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間は、B社C支店で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がB社(現在は、D社)に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の元事業主の妻の陳述及び商業登記の記録により、B社は昭和34年から営業を開始し、39年6月11日にD社として法人化されたことが確認できるところ、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、また、D社が適用事業所となったのは同年8月1日であることから、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

さらに、元事業主の妻は、「B社には、C支店及びE支店の二つの支店が存在したが、実態は、C支店がG社、E支店がF社という個人事業所だった。給与の支給も各事業所で行っており、D社が厚生年金保険の適用事業所となった後も、各支店の従業員を本社で厚生年金保険に加入させることはしていなかった。」と陳述しているところ、社会保険事務所の記録において、当該両支店が適用事業所となった記録は無い。なお、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が同社C支店の同僚として記憶していた者及び元事業主の妻が同社E支店長であったとする者の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が記憶するB社C支店の複数の同僚は、「給与計算はB社C支店で行われ、同支店において支給されていた。」と陳述している。

また、B社のC支店長で、かつ、元事業主の妻がG社の事業主であったとする者は、申立期間を含む昭和37年12月から40年7月までの期間について、55年6月に国民年金保険料を特例納付していることが特殊台帳で確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無い上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同局には昭和 43 年 2 月 10 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された申立人に係る「個人履歴書」により、申立人が昭和 43 年 2 月 10 日から、A社に臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」において、一定の要件を満たす臨時雇用員等については、厚生年金保険被保険者とする規定していたところ、現在、C社の厚生年金保険記録等を管理している同社D部門では、「A社の臨時雇用員については、採用直後の2か月間は厚生年金保険の被保険者とはせず、3か月目以降に所属長の判断により被保険者とする取扱いが行われていたはずである。」としている。

また、申立人と同じ高校を卒業後、同時にA社に採用され、研修後に申立人と同じ部署に配属されたとする元同僚4人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも申立人と同じ昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。4人のうちの1人が所持する申立期間の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除は、資格取得日と符合する同年5月下旬分(昭和 43 年 6 月 8 日支給)の給与から開始されていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 43 年 4 月 23 日まで  
② 昭和 43 年 5 月 22 日から 46 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

昭和 41 年 3 月から 46 年 9 月まで、A 社の下請会社である B 社で C 業務従事者として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が、A 社で 43 年 4 月 23 日から同年 5 月 22 日までの 1 か月しかないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において昭和 43 年 2 月 1 日から被保険者となっていることが確認できる者が、「申立人は、私が A 社に入社する以前から B 社で勤務しており、3 年ぐらい一緒に仕事をした。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が B 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で、商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立期間当時の B 社の事業主の連絡先は不明である上、申立人は同社の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

一方、A 社についてみても、同社は昭和 55 年に解散しており、事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の同社の下請会社の従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時のB社の事業主は、A社において被保険者となっておらず、前述のとおり、ほかのB社の同僚は氏名も不明であるため、これらの者がA社において被保険者となっていたかどうかを確認することができない。

さらに、オンライン記録及び前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年から 33 年ごろまで  
② 昭和 36 年ごろから 39 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A社というB店で勤務した。勤務地は、最初はC市、次がD県であった。

申立期間②は、E社でF業務従事者として勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社という名称の事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名をほとんど記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

申立期間②については、複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がE社で勤務していたことが推認できる。

しかし、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i) 申立人が同僚として名前を挙げている12人のうち6人の加入記録が無いこと、ii) 同社に3年程度勤務したとする申立人が、自身と同時期に入社し、自身より退職時期が遅かったとする者の加入記録は2か月程度であること、iii) 昭和38年2月1日に資格を取得している元従業員2人が当時の経理担当者であったとする者は、37年3月31日に資格を喪失していることが確認できるところ、

前述の元従業員のうち1人は、「私は、E社で3年程度勤務したが、厚生年金保険の加入期間は1年しかない。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、E社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、加入させる場合でも必ずしも入社と同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、前述の元経理担当者は、「E社では、従業員が入社して6か月程度経ってから厚生年金保険に加入させていたが、未加入期間に給与から保険料を控除することは絶対になかった。」と陳述している。

さらに、E社は昭和49年に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月から 22 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 6 月に、職業安定所の紹介で A 社に採用され、22 年 9 月 27 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録が同年 6 月 1 日からの 3 か月間しかない。納得がいかないのに、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 6 月に A 社に入社し、22 年 9 月 27 日まで継続して勤務したと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間の始期を昭和 21 年 6 月としている理由について、「そろそろ働かなければならないと思い始めた時期が終戦の翌年のこのころである。」と、陳述しているところ、申立人が自身の入社日より前に勤務していたとして氏名を挙げている複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同一日となっており、申立内容と符合しない。

また、A 社における登記簿謄本の申立期間当時の役員欄は廃棄済みであり、現存する役員欄に記載のある者は死亡又は連絡先不明のため、申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

さらに、申立期間において、A 社で被保険者資格を有する 62 名のうち、死亡又は連絡先不明者を除き、連絡先が判明した 4 名に文書照会をしたが、申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において健康保険整理番号の欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 2 月に、A 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 9 年 11 月に同社の被保険者資格を喪失するまで、継続して勤務していた。

申立期間についても退職したことはなく、勤務していたはずであるので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 2 月に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成 9 年 11 月に喪失するまでの期間は継続して勤務しており、申立期間についても同社に勤務し、保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、B 厚生年金基金から提出された加入員資格喪失届及び加入員資格取得届の記録(平成 9 年 1 月 1 日に資格を喪失、同年 7 月 1 日に資格を取得)は、オンライン記録と一致しており、当該届について、同基金は、「資格取得届及び資格喪失届は、7 枚複写(基金のみの加入事業所は 5 枚複写)となっており、事業主が基金に提出したものを、基金から社会保険事務所(当時)に提出することとなっている。申立期間も現在も同様の事務処理を行っている。」と陳述している。

また、申立人は、「A 社の事務担当者は自身のみであった。」と陳述しており、自身の資格喪失届及び資格取得届を提出しておきながら、自身の給与から社会保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、A 社の当時の代表取締役は申立人の夫であり、夫に対しても、申立期間当時の保険料控除等について照会文書を送付したが、回答は無く、申立期間当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。



このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6419 (事案 4052 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 5 月まで

私は、A社が社会保険の適用を受けていることを確認して昭和 47 年 9 月に入社した。同年 9 月から 50 年 5 月までの間、同社における私の厚生年金保険の加入記録が無いのは、当該記録が改ざんされたからである。

A社が昭和 50 年 6 月 1 日に適用事業所となったことは信用できず、新聞においても年金記録が改ざんされた場合は従業員は救済されると報道されているので年金記録確認第三者委員会に対して再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①社会保険庁の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 6 月 1 日であり、申立期間については適用事業所となっていないこと、②申立人は、申立期間について国民年金に加入し、その全期間について保険料を現年度納付していること、③同社は、「当社の設立時から適用事業所になるまでの間は、従業員の大半が国民年金に加入していた。」としており、このことは同社の新規適用時に被保険者資格を取得した 10 人の従業員のうち、申立人を含む 4 人が国民年金に加入し、その保険料納付については事実と符合していること、④申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所であることを確認した上で同社に入社したこと、及び上記の当委員会決定に基づく通知日以後に報道された新聞に「年金記録が改ざんされた場合には従業員が救済される。」旨の掲載があ

ったことを新たな事情として申し立てているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年1月まで  
② 昭和49年7月から50年3月まで

私は、A市B区に所在したC社（現在は、D社）に昭和38年12月から40年1月まで勤務していた。また、E市に所在したF社には49年7月から50年3月まで勤務していた。これらの事業所に勤務した期間においては、厚生年金保険の加入記録が無いが、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市B区に所在したC社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、C社の事業主は、申立期間当時に申立人が在籍していたことを記憶しておらず、申立期間当時の労働者名簿及び給与の支払状況が分かる資料は保存期間経過により廃棄されているため申立人に係る勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務し厚生年金保険に加入していたことが確認できる被保険者63人を抽出し、連絡先が判明した26人に申立人の勤務状況等を照会したところ、回答のあった15人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録が無いこと、同社が加入していたG健康保険組合に申立人の加入記録が無いこと、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険整理番号に欠番が無いことから、一連の事務処理に不備があったとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、H県E市に所在したF社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするF社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄するI法務局J出張所に商業登記簿謄本の記録も無い。

また、申立人はF社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人のF社に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、「給与から保険料が控除されていたことを記憶している。」との申立人の陳述のみで、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 5 日から 33 年 5 月 16 日まで

私は、昭和 33 年 5 月に住み込みで働いていた A 社を退職し実家に戻った。退職時、同社からは金銭及び書類は受け取っておらず、退職後も脱退手当金は受給していない。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことである。

私は、脱退手当金について請求も受給もしていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年後の昭和 34 年 5 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 6 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者 15 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 11 名に支給記録が確認できる上、うち申立人と支給決定日が同一日となっている受給者がほかに 3 名おり、同僚の中には「私は退職時に脱退手当金の説明を聞かなかったが、ほかの者で説明を受け会社に手続をしてもらったと言う人がいる。」との陳述がある。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 34 年 1 月 7 日まで

厚生年金保険加入記録についてB社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

当時は続いて次の会社に就職する予定で、厚生年金保険の加入は続けるつもりだった。

脱退手当金は請求したことも受給したこともなく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年4月9日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日が記載されているページを含む前後15ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者42人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む36人が受給しており、このうち29人が資格の喪失から6か月以内に支給決定されている上、支給日が同一日の者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社を退職



後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和34年3月10日付けで厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を回答した記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 6 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 59 年 4 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 26 日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、当該事業所に入社することを誘われたとして名前を挙げている元同僚は「前の職場では、申立人と一緒に勤務したが、A社には申立人を誘って入社した訳ではない。私は、同社を半日で辞めたので、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたか否かは分からない。」と陳述しており、申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、上述の元同僚以外に申立人が名前を挙げた元従業員 3 人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある元従業員 22 人の合計 25 人に対し、申立期間における勤務実態について照会したところ、12 人から回答があったが、このうち 9 人は申立人の記憶が無く、一緒に勤務した記憶のある 3 人も「申立期間に一緒に勤務したか否かは分からない。」と陳述していることから、申立期間における勤務実態等を確認することができなかった。

さらに、上述の元従業員 3 人は、「入社後すぐに厚生年金保険に加入できない期間があった。」と陳述しているところ、このうちの 1 人は、本人が記憶している入社日の約 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していること

がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、B社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年又は32年ごろから34年ごろまで  
② 昭和34年ごろから37年8月1日まで  
③ 昭和37年9月18日から39年ごろまで  
④ 昭和39年ごろから41年又は42年ごろまで

F県から出稼ぎに来て、A県B市に住んでいた10年ほどの期間に勤務していた事業所の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はC社に、申立期間②及び③はD社に、申立期間④はE社に勤務し、給与から厚生年金保険料の控除もされていたと思うので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社で勤務していた期間の記憶が曖昧であり、勤務期間を特定することができないところ、同社は、昭和31年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日以降の期間は適用事業所ではないことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある二人のうち、所在が判明した役員に申立期間における勤務実態等について照会したところ、「C社の社長は私の叔父であるが、既に死亡しており、当時の書類も保存されていないので、申立人の勤務実態は不明であり、私も、申立人を覚えていない。昭和31年ごろは、従業員以外に出稼ぎの者及び臨時採用の者もいたが、これらの者は厚生年金保険に加入させていな

かったと思う。」と陳述している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年11月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人は、当該事業所における同僚を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員のうち、所在が判明した7人に対し申立期間における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、聴取することができた3人からは、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる陳述を得ることができず、このうちの1人は、「短期間及び臨時労働者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、上述の従業員が同僚として名前を挙げた3人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録は無いことから、当該事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時の事業主及び役員は、死亡又は所在不明のため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、昭和37年9月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことがオンライン記録から確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び役員は、死亡又は所在不明のため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない。

このほか、申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、B市に所在するE社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てており、申立期間当時にA県B市に所在するE社名の厚生年金保険の適用事業所は、E社G支店であることがオンライン記録から確認できる。

しかし、E社G支店は「オンライン化された人事記録を見たが、申立人と名前及び生年月日が一致する者は確認できなかったため、申立期間における保険料控除等の状況について不明である。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所における同僚を記憶しておらず、当該事業所に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、所在が判明した従業員 18 人に申立期間の勤務実態を照会したところ、回答を得られた 10 人からは、いずれも申立人の記憶は無いとしており、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた実態をうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、上述の 10 人のうち、元総務担当であった者は「申立期間当時、E 社では試用期間があった。」と陳述しているところ、回答があった 5 人の記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が 2 か月から 2 年 10 か月相違していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では必ずしも採用後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間④に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 26 日から 40 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和 39 年 6 月 26 日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が名前を記憶していた同僚二人は、死亡又は所在不明のため、申立人の当該事業所における申立期間の勤務実態を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が判明した6人に対し、申立期間における勤務実態について照会したところ、2人から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、B社では、申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 2 月から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 27 年 7 月 10 日から同年 10 月まで  
③ 昭和 57 年 4 月から同年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 58 年 4 月から同年 7 月 15 日まで

私は、昭和 19 年 2 月から 27 年 10 月まで A 社で勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和 57 年 4 月から 58 年 4 月 16 日までは B 社(現在は、C 社)に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間③の厚生年金保険加入記録が無い。

さらに、昭和 58 年 4 月から 61 年 9 月 1 日までは D 社に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間④の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 19 年 2 月から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している申立期間当時の同僚 3 人は、いずれも所在を確認することができないため、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員 35 人のうち、所在が判明した 4 人に対し申立人の勤務状況を聴取したところ、聴取することができた者は 1 人だけであり、同人は申立人を記憶していないため、申立期間における勤務



状況について確認することができない。

さらに、当該事業所では、申立期間に係る記録は無いと回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 27 年 10 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している申立期間当時の同僚 3 人は、いずれも所在を確認することができないため、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員 60 人のうち、所在が判明した 4 人に対し申立人の勤務状況を聴取したところ、全員から聴取することができたものの、いずれも申立人を記憶していないため、申立期間における勤務状況について確認することができない。

さらに、当該事業所では、申立期間の記録は無いと回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に B 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得確認及び標準報酬確認通知書における申立人の被保険者資格取得日は、昭和 57 年 10 月 1 日となっており、この記録は、オンライン記録と一致している上、同社では「申立期間当時は、試用期間を設けていた可能性がある。」と陳述している。

また、申立人は、当該事業所における同僚の記憶は無く、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある 12 人中、所在が判明した 6 人に対し、申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、いずれの者からも、申立人が厚生年金保険の適用を受けていた事実が確認できる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人の B 社における雇用保険の被保険者資格の取得日は、昭和 57 年 10 月 1 日であり、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、昭和 58 年 4 月から D 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している唯一の同僚からは当時の事情を確認することはできず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある従業員 8 人のうち、所在が判明した 7 人に対し申立期間における勤務実態を照会したところ、聴取することができた 6 人は、いずれも申立人を記憶していないため、これらの者から申立期間における勤務実態等について確認することはできない。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得確認及び標準報酬確認通知書における申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 58 年 7 月 15 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで  
② 昭和 36 年 8 月 30 日から 37 年 4 月ごろまで

私は、昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 4 月ごろまで A 社で勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を得た。

また、昭和 36 年 8 月 30 日から 37 年 4 月ごろまでは B 社に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間②の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 10 月ごろから A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚は名字のみであるため、当該同僚を特定することができず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る従業員 20 人のうち、所在が判明した 6 人に対し申立期間における勤務状況を照会したところ、聴取することができた 3 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態等について確認することはできない。

また、当該事業所は、平成 11 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、商業登記簿謄本により役員であったことが確認できる者も所在不明であるため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①において、保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 37 年 4 月ごろまで B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚二人は、名字のみの記憶であるため、個人を特定することができず、申立期間における勤務状況を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る従業員 33 人のうち、所在が判明した 4 人に対し申立人の勤務状況について照会を行ったところ、申立人が申立期間に勤務していたことを示す具体的な陳述を得ることができなかつた上、そのうちの 1 人は、「申立人は、業務内容が合わなかつたので、当該事業所では、早々に退職させるつもりだったと考えられる。」と陳述している。

さらに、当該事業所は、昭和 52 年 8 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間後の 41 年 6 月 15 日に設立登記した商業登記簿謄本において記載のある役員のうち、所在が判明した 4 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況を確認したところ、1 人から回答を得たが、申立期間当時の状況は記憶していないとして、申立期間における勤務状況を確認することはできなかつた。

このほか、申立期間において、保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月から25年4月まで

私は、A学校を卒業後、B県の駐留軍施設にあるC社で勤務した。D業務に従事していたが、勤務期間の最後の方ではE業務に従事していた。退職後には、失業保険を受けた記憶がある。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚等の名前を一切記憶しておらず、申立人のC社に係る在職について、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から抽出した同僚等に照会を行い、複数の者から回答を得られたものの、申立人のことを覚えている者がいないことから、申立期間における在職及び保険料控除等についての陳述を得ることはできなかった。

また、C社は、「当社の従業員名簿には、正社員の名前しか記載がないことから、申立人は正社員ではなかったと思われる。申立期間当時、現地で直接雇用しており、厚生年金保険には加入していない可能性が高いと思われる。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、「申立人の仕事内容であれば、下請の可能性はある。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

なお、申立人は、C社を退職後、失業保険金を受給したと申し立てているものの、雇用保険受給記録は保存期間を経過していることから、これを確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 46 年 10 月 1 日まで

私は、引き抜かれて、A社に昭和 44 年 1 月に入社し、仕事はB業務で、46 年 9 月末まで勤務した。しかし、この期間が厚生年金保険に未加入とされているので、加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者期間があり所在の判明した同僚を抽出調査したところ、複数の同僚は、「B業務従事者には、厚生年金保険に加入していない者がいた。」と陳述している。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、商業登記簿から会社閉鎖時点の代表取締役であった者に対して、申立人の厚生年金保険料控除についての文書照会を行ったところ、「B業務従事者の人は出勤拘束のない人でパート扱いであり、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答していることから、同社では、必ずしも、従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことが推認できる。

さらに、複数の同僚は、「社会保険と雇用保険はセットで加入していた。」と陳述しているところ、A社における申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

加えて、申立人が一緒にA社に入社したとして名前を挙げた同僚3人の厚生年金被保険者記録を調査したが、いずれも申立人と同様に申立期間当時の被保険者記録は無い。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6430

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 28 年 4 月 1 日に入社し、29 年 9 月 30 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 33 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は「申立期間当時は、健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、給与からも保険料は控除していなかった。」と陳述している。

さらに、複数の同僚は「A社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 33 年 3 月に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の陳述をしている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から28年1月1日まで

私は、昭和25年6月24日から63年11月30日までA社及び同社関連会社にB業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、私がC社に勤務していた期間のうち、昭和27年1月1日から28年1月1日までの1年間は厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事台帳等から、申立人は、昭和25年6月24日から63年11月30日まで同社及び同社関連会社に継続して勤務し、申立期間において、C社に在籍していたことが認められる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和28年1月1日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和28年1月1日と同一日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「昭和28年1月1日以前からC社に勤務していたものの、同日以前の期間に給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」旨陳述している上、うち二人の同僚は、「C社での在籍期間の途中に、事務全般を担当していた責任者から、厚生年金保険に加入すると説明された記憶が有る。」旨陳述している。

さらに、C社は、平成7年6月30日にD社との合併により解散しており、当時の事業主は所在不明であり、責任者とされる同僚も既に死亡しているため、

これらの者から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述が得られない。

加えて、A社の関連会社の事務手続を行うE社は、「申立期間当時、A社の販売会社は独立採算制であり、給与支払及び厚生年金保険料の控除等については、全国の販売会社ごとに行われていた。C社の賃金台帳等は残存しないので、申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6432 (事案 4417 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月20日から32年12月15日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、A社で勤務していた昭和22年1月20日から32年12月15日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の請求手続きをしたことはなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨、年金記録確認第三者委員会に対し申立てを行ったが認められなかった。

今回、A社の「株引受人名簿一覧表」を提出するので、再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、「氏名訂正 33. 7」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和33年7月23日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は、当該台帳上の申立人の氏名訂正が同年7月になされたことを意味するものと考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当であるほか、脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料として、A社の「株引受人名簿一覧表」を提出しているが、当該資料からは、申立人が同社の株式を受け取ったことしか推認できない上、当該資料

に名前が確認でき、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が有る同僚は申立人以外に一人いるが、当該同僚は、「A社退職後に脱退手当金を受給した。」旨回答していることから、当該資料については、脱退手当金の支給を疑わせる資料とは認め難く、当委員会の当初決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 2 月まで

私は、高等学校を卒業後、昭和 31 年 4 月ごろに学校の紹介で A 社（現在は、B 社）に入社し、同社の寮に住み込みながら、33 年 2 月まで勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、A 社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚二人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、B 社は、「A 社の申立期間当時における賃金台帳等は残存しないため、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主及び同社での厚生年金保険に関する届出事務等を担当していたとされる同僚は、いずれも既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同期入社した同僚として名前を挙げた者並びに上記の同僚二人が申立人の 1 年先輩及び 1 年後輩の同僚として名前を挙げた者の名前も確認できないことから、申立期間当時の同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認で

き、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 30 日から 34 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 32 年 12 月 11 日から 41 年 1 月 28 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、33 年 12 月 30 日から 34 年 1 月 21 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間当時、私は、A 社 C 工場から同社 D 工場に異動しただけであり、途中で同社を退職したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社提出の A 社及び同社 D 工場に係る社会保険管理台帳における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と符合している上、B 社は、「申立人が申立期間も継続して A 社に在籍していたかどうかは不明である。」旨回答しており、同社提出の A 社 D 工場に係る退職者管理簿から、申立人の入社年月日が同社同工場での厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和 34 年 1 月 21 日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間当時の事情等を確認することができない上、A 社及び同社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における同社での在籍状況等を確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 1 月 12 日から同年 1 月 21 日までの期間において、E 社での厚生年金保険の被保険者となっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間も A 社

に継続して勤務していたとする申立人の陳述とは一致しない。なお、申立人は、「E社に勤務していた知人から誘われて、アルバイトとして数日間勤務しただけであり、同社において厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。」旨陳述しているものの、当該知人は所在不明であるため、当時の事情等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 5 月 6 日から同年 10 月 5 日まで  
② 昭和 23 年 3 月 5 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 26 年 4 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)では、私がA社B工場に勤務した期間の一部(申立期間①)、C社に勤務した期間の一部(申立期間②)及びD社F支店(現在は、E社)に勤務した期間の一部(申立期間③)が厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B工場と一緒に勤務したとする上司の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の被保険者資格の取得日と同一日の昭和21年10月5日であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人がA社B工場に同期入社した同僚として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和21年6月1日及び申立人と同一日の同年10月5日であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、「A社B工場では、給料が安かったので、会社が社会保険料等を全額負担すると説明を受けた。」旨陳述している上、当該事業所は、昭和30年9月1日に適用事業所ではなくなっているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

申立期間②について、申立人がC社に同期入社した同僚として名前を挙げた者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の同社入社時期を特定できる陳述は得られなかった。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社に申立人と同期入社したとされる者の名前は見当たらない上、当該同僚とは別の同期入社とされる同僚の被保険者資格の取得日は申立人と同一日の昭和23年10月1日であることが確認できるほか、複数の同僚の被保険者資格の取得日は当該同僚が記憶する入社日より約2か月から1年3か月経過後となっていることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったものと推定される。

さらに、申立人は、「C社には、現場工場で採用されて入社した。」旨陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる同僚は、「私は、C社本社で採用されたが、現場工場での採用者の厚生年金保険への加入等の取扱いに関しては、現場工場の裁量に任されていたはずであり、試用期間、臨時及び見習期間を設けて、当該期間経過後に厚生年金保険に加入させていた可能性は否定できない。」旨陳述している。

加えて、C社の事業主は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立人が庶務担当の同僚として名前をあげた者も同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できず、所在不明であるため、申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

申立期間③について、G 渉外労務管理事務所発行の軍関係使用人失業認定書から、申立人が昭和26年4月10日にD社F支店に入社したことが確認できる。

しかし、E社は、「D社F支店における申立期間当時の資料等は残存しないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立人が同職種の同僚として名前をあげた者のうちD社F支店での在籍及び所在が確認できた同僚を含む同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できなかった。

また、D社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の関連会社から同社F支店に空白期間無く移籍したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、関連会社での被保険者資格の喪失日から約2か月後となっているほか、上記名簿に名前が確認できる複数の同僚の被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社日より数か月経過後となっていることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも従業員の入社と同

時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったものと推定される。

なお、申立人は、「申立期間中の昭和26年7月ごろにけがをしたので、D社F支店で交付された健康保険被保険者証を使って病院で治療した。」旨陳述しているが、当該病院は、「当時の診療録等は廃棄済みである。」旨回答している上、申立期間当時にD社F支店が加入していた健康保険組合を継承したとするH健康保険組合は、「申立期間当時の記録等は残存しないため、申立人の健康保険加入期間は不明である。」旨回答しており、申立人がD社F支店から交付された健康保険被保険者証を使って病院で受診したかどうかは確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月 21 日から 50 年 2 月 1 日までの期間及び 57 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 21 日から 50 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 61 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 8 月 1 日から 61 年 10 月末まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 9 月 28 日となっている。

しかし、私は、A 社に在籍中の昭和 61 年 9 月 25 日から同年 10 月 31 日まで同社の健康保険被保険者証を使用して病院に入院していたので、同社には継続して在籍していたから、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、オンライン記録では、私が B 社に勤務していた昭和 48 年 5 月 21 日から 50 年 2 月 1 日までの期間(申立期間①)及び A 社に勤務していた期間のうち、57 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日までの期間(申立期間②)の標準報酬月額が実際の手取額よりも低額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A 社における申立人の雇用保険の離職日は昭和 61 年 9 月 27 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合していること

が確認できるところ、同社における同僚は、「雇用保険及び厚生年金保険の取得及び喪失の手続は、同日付けで処理していた。」旨陳述している。

また、申立人は、「A社での在籍期間中の昭和61年9月25日から同年10月31日まで同社の健康保険被保険者証を使用して病院に入院していた。」と申し立てているが、同社における当時の事業主及び同僚は、「申立人が同社に在職していた期間中に入院した記憶は無い。」旨陳述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失届の社会保険事務所における受付年月日が同年10月9日であることが確認できるとともに、同名簿の申立人欄には、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の印影が確認できるところ、同僚は、「厚生年金保険の資格喪失届と一緒に退職者の健康保険被保険者証を管轄社会保険事務所に返納していた。」旨陳述している。

さらに、申立人が入院していたとする病院は、「当時の資料は破棄済みである。」と回答しているため、申立人がA社での政府管掌健康保険被保険者証を使って入院していたかどうかは確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、継続療養給付を示す「55条」の印影が確認できることから、申立人は、同社での被保険者資格を昭和61年9月28日に喪失した後は、健康保険法第55条に基づく継続療養給付制度を利用して病気療養をしていた可能性がうかがえる。

加えて、A社の申立期間当時における事業主は、「当社が顧問契約を締結していた税理士は、社会保険労務士資格を有していたため、当社では、同氏の指導を受けながら社会保険事務手続を行っていたので、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失後である申立期間の厚生年金保険料を控除するようなことはなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①及び②について、申立人は、B社に勤務していた昭和48年5月21日から50年2月1日までの期間及びA社に勤務していた期間のうち、57年8月1日から59年1月1日までの期間に係る標準報酬月額が、申立期間当時の実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等を所持していない上、B社及びA社にも申立期間当時の給与の支払いに関する資料等は保存されていないことから、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、申立期間①について、申立人が、自身の給与額以上の給与が支給され

ていたB社での同僚として名前を挙げた二人の申立期間における標準報酬月額、いずれも20万円であったことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、複数の同僚は、「当時、30万円以上の給与が支給されている者はいなかったと思う。」旨陳述しており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同職種とされる同僚の標準報酬月額を見ると、申立人が申し立てているように標準報酬月額が6等級も一挙に上昇した者は見当たらない上、申立人は、「社長の推薦があり、手取額30万円に昇給した。」旨陳述しているが、同僚の一人は、「事業主からそのような指示があれば、社会保険事務所に月額変更届を提出しているはずである。社会保険事務所に申立人が主張する標準報酬月額の記録が無いのであれば、事業主からそのような指示は無かったと思う。」旨陳述している。

加えて、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、ほかの同僚の標準報酬月額と比較して申立人の標準報酬月額に係る記録に不自然さは見られない上、申立期間に係る標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 17 日から 40 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 39 年 9 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社が作成したとする申立人の略歴記録から判断すると、申立人が申立期間に同社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人が勤務したA社B支店で総務事務を担当していたとする同僚が、「当時、支店長は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させず、勤務が継続するかを見極めてから加入させていた。私も、昭和 33 年 9 月に入社し、3 か月後の同年 12 月に厚生年金保険に加入しており、自身の年金記録に不審な点はない。」と陳述しているところ、当該同僚の資格取得日は、昭和 33 年 12 月 8 日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、同社では、入社当初から厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、雇用保険の記録におけるA社での申立人の資格取得日は、昭和 40 年 1 月 5 日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月から 23 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 22 年 4 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同一日の昭和 23 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 26 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局において同社に係る商業登記簿も見当たらず、元事業主の所在は不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は同僚 3 人の名字のみを記憶しているが、当該 3 人のA社における被保険者記録は確認できず、所在も不明であるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった日に資格を取得した元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた二人は、いずれも申立人を記憶していないため、同僚等からも申立人の勤務実態等を確認できない。

加えて、上記元従業員の一人は、「私は、昭和 22 年に入社したが、当時、会社には厚生年金保険が無かったと思う。」と陳述している。



このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から39年3月11日まで  
② 昭和46年7月11日から47年1月1日まで  
③ 昭和47年3月31日から同年7月1日まで  
④ 昭和48年3月31日から49年1月1日まで  
⑤ 昭和49年11月21日から50年3月1日まで  
⑥ 昭和52年3月31日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和37年7月から44年12月までの期間及び46年3月から55年8月までの期間、販売営業職として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社D部及びA社(後にC社に名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員119人に照会し、79人から回答が得られたが、いずれの元従業員からも申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

また、A社の事業を継承するB社は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管していない。また、当時、E職の給与は歩合給の割合が高く、成績によつ

ては厚生年金保険に加入させない従業員もいたと聞いている。」と陳述している。

さらに、上記回答があった元従業員のうちの複数人は、「申立期間当時、E職の給与は歩合給の割合が高かったため、成績が悪いと給与額が少なくなるので、そのような場合には、厚生年金保険料等の保険料控除は無かった。また、従業員が転勤を希望した場合、転勤先が決まるまでの間は、いったん退職扱いとなり、転勤後に再雇用される制度があった。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、いずれの申立期間も申立人の資格の喪失に併せて申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが記載されている。

また、いずれの申立期間もA社における申立人の雇用保険加入記録は確認できないほか、申立期間⑤については、申立期間のほぼすべての期間において、同社とは異なる事業所において雇用保険加入記録が認められる。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 41 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、事業主が同じであったA社及びB社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。両社には、昭和 36 年 7 月から 41 年 2 月までの期間にそれぞれ勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に事業主が同じであったA社及びB社でそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社及びB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、両社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、A社及びB社の事業主、上司及び同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 59 年 1 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び申立人に係る戸籍の附票から判断すると、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月 6 日以降の期間について、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主も当時の状況を記憶していないことから、申立人の当該期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、A社が加入するB厚生年金基金における申立人の資格取得日は昭和 62 年 4 月 1 日、資格喪失日は 63 年 8 月 12 日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 11 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 26 日から同年 9 月 10 日まで  
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和 43 年 5 月 11 日から同年 12 月 1 日まではB社に、44 年 6 月 26 日から同年 9 月 10 日まではA社に、及び 51 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まではC社にそれぞれ勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の事業主が申立人を記憶していたことから、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社がD社として厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 53 年 8 月 9 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社は、昭和 53 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立期間は事業所が適用事業所とはなっておらず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

さらに、D社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員二人は、「会社が適用事業所となるまでは、各自で国民年金に加入していた。」と陳述しているところ、同社が適用事業所となった日に資格を取得した5人のうち4人が、同社で資格を取得するまでは国民年金保険料を納付していること

がオンライン記録により確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、昭和44年7月1日から同年7月31日までA社で勤務したことが確認できる。

しかし、A社の事業を継承するB社は、「申立人は、雇用保険加入記録が有ることから臨時雇用者であったと考えられる。申立期間当時、臨時雇用者については、雇用保険に加入後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入させていたため、雇用保険の加入期間が1か月であれば、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と陳述している。

申立期間③については、申立人は申立期間にC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、申立期間にC社において被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた5人は、いずれも申立人を記憶していない。

また、C社は、昭和54年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、C社における申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

加えて、上記聴取を行った元従業員は、「申立期間当時、会社の経営状況が悪く、給与の遅配もあった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。